

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、こども政策課、保育こども園課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、こども家庭センター）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。））、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局教育総務部（教育総務課、教育施設課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 教育委員会事務局学校教育部（学校教育課、教育研究支援課、人権教育課）
- 31 選挙管理委員会事務局
- 32 監査事務局
- 33 農業委員会事務局

第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和6年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和5年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

令和6年9月6日から令和7年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

(1) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

(2) 事務事業の遂行に当たって特に意見を述べる必要があると認められるもの

第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又

はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部

市民交流課

減免手続の整理について（指摘）

津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条において、使用料の減免を受けようとする者は、会館使用料減免申請書（第4号様式）を提出しなければならないと定められている。

しかしながら、同規則に定めのない会館使用団体登録申請書に減免についての項目を設けることで、減免対象団体であるかを判断し、以後の使用料を減免している。

減免手続の実態が、同規則に即していないことから、整合を図られたい。

2 スポーツ文化振興部

文化振興課

(1) 津市公印規則の遵守について（指摘）

郷土アーティスト発信事業業務委託（契約金額200万円）については、津市専決規程第5条の規定に基づき、部次長により決裁されていた。

したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

(2) 指定管理料に係る精算項目内容の精査について（意見）

津市久居アルスプラザにおける指定管理料の精算項目のうち修繕費については、年度協定書及び指定管理者募集要項等の規定に基づき、年度計画額である200万円と実績額を比較し、年度末に余剰が生じた場合は精算（余剰金の返還）することとされている。令和5年度に指定管理者から提出された修繕記録の総額は206万1,878円となっており、200万円を超過していることから指定管理料の戻入精算はなされていなかったが、記録の内容を確認すると、新たなポスター掲示板2列の設置費用（取付工事費込み）30万8,000円が含まれていた。

一般的に修繕費は、備品の修繕、部品の取替えや施設の維持管理・原状復旧のための費用であることから、修繕実施に当たっては、指定管理者と十分に協議の上、適正な施設・備品の維持管理に努めるとともに、指定管理料に係る精算項目内容を精査されたい。

3 健康福祉部

(1) 保険医療助成課

津市公印規則の遵守について（指摘）

津市特定保健指導動機付け支援・積極的支援業務委託（契約金額 186万3,785円）については、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長の決裁区分により決裁されていた。

したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

(2) 健康づくり課

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市河芸保健センター内の栄養指導実習室等の使用許可申請については、津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1号の規定に基づき、使用しようとする日の2月前の月の初日から当日までの間で許可すべきところ、2月前以前の申請に対して使用を許可しているものが散見された。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

4 都市計画部

都市政策課

津市事務専決規程及び津市公印規則の遵守について（指摘）

個人に対するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金354万4,371円に係る交付決定については、交付決定額が300万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部長決裁（300万円以上）とすべきところ、部次長決裁（100万円以上300万円未満）により交付決定されていた。

また、この補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規程及び同規則を遵守されたい。

5 河芸総合支所

市民福祉課

施設の使用許可に係る適用条例誤りについて（指摘）

津市河芸ほほえみセンター内の録音室については、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に基づく使用許可の対象施設とはなっていないが、ボランティア団体に対し、同条例を適用して使用を許可していた。当該録音室については、津市財産に関する条例を適用して使用を許可されたい。

6 芸濃総合支所

地域振興課

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づく事務処理の徹底について（指摘）

津市芸濃総合文化センター内の市民ホール及び大研修室の使用許可申請については、津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号に基づき、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前までの間で許可すべきところ、6月前の月の初日以前の申請に対して使用許可をしているものが複数あった。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

7 安濃総合支所

地域振興課

(1) 津市支所及び出張所処務規程の遵守について（指摘）

津市安濃交流会館管理等業務委託の契約締結に係る決裁について、契約額が1,000万円以上であるため、津市支所及び出張所処務規程第9条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、総合支所長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。

今後はこのようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。

- (2) 指定管理者に関する基本協定書に基づく責任分担の徹底について
(意見)

津市運動施設（安濃地域）の指定管理者に関する基本協定書第34条では、管理業務に係る発注者と受注者の責任分担が定められており、1件50万円未満の施設の修繕は指定管理者が負担することとされているが、津市安濃中央総合公園内体育館の修繕で1件の修繕費が50万円未満であるにもかかわらず、本市が修繕費を負担している事例があった。

基本協定書に記載した業務履行を求めるのが指定管理業務の基本であることから、基本協定書に定められた責任分担に基づく修繕の実施を徹底されたい。

8 香良洲総合支所

地域振興課

不適切な公金の取扱いについて（指摘）

香良洲総合支所地域振興課公金等取扱マニュアルにおいて、各種収納金について過大収納があった際は戻出処理を行うと規定されている。

しかしながら、香良洲体育館において、算定誤りにより2件合計で260円の使用料を過徴収していたものがあったが、戻出処理をすることなく同一申請者の次回使用許可申請時の使用料に充てていた。

今後は、このような不適切な公金の取扱いをすることがないように、公金等取扱マニュアルに基づく事務を徹底されたい。

9 白山総合支所

(1) 地域振興課

消防法その他関係法令の遵守について（指摘）

令和5年度・令和6年度わかすぎの里消防用設備保守点検業務及び津市白山農民研修所（津市白山公民館）消防設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年7月、令和6年2月、同年7月に実施されていたが、令和5年7月から令和6年2月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定

める6月に1回の点検期間を超過していた。

今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。

(2) 市民福祉課

消防法その他関係法令の遵守について（指摘）

令和5年度・令和6年度白山保健福祉センター消防用設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年9月、令和6年2月、同年9月に実施されていたが、令和6年2月から同年9月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定める6月に1回の点検期間を超過していた。

今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。

第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 令和6年度決算に向けた歳入・歳出内容の総点検について

本件監査において、指摘には至らなかったものの、下記のとおり会計事務に係る誤りや怠りが確認されたため、本件監査期間中に是正を求めた。

- (1) 歳入科目誤り（行政財産使用料で収入すべきところ、土地貸付収入で収入していたもの）
- (2) 収入未済額の繰越調定額誤り（令和5年度収入未済額と同額で令和6年度に繰越調定すべきところ、令和6年度歳入として収入した一部の未収金を控除した金額で繰越調定していたもの）
- (3) 年度当初に土地貸付収入に係る納付書を送付すべきところ、送付を失念していたもの
- (4) 契約締結済の委託料、交付決定済の補助金等に係る支出負担行為がなされていないもの

これらは膨大な会計事務のごく一部であり、担当者レベルでミスが起きることは有り得ないことではないが、各所属においてチェック機能が十分に働いていないということは問題である。中には決算の正確性、信頼性に重大な影響を及ぼすものもあり、これらは是正されたものの、本件監査で確認できる範囲は限られており、氷山の一角にすぎ

ない。

令和6年度決算に向けて、各所属が決算の重要性を十分認識し、このような誤りや怠りがあるという前提に立ち、歳入・歳出内容の総点検に取り組まれない。

2 詐欺容疑による職員逮捕について

本件監査の期間中に、水道事業の維持、修繕業務の委託料を詐取したとして、上下水道事業局の職員が逮捕されるに至ったことは、誠に遺憾である。

また、自治会問題を踏まえ、津市公正公平な市政の確保に関する条例が制定され、再発防止に取り組む中での職員による不祥事が発生したことは、重ねて遺憾であり、組織としてのチェック機能が働かず、職員による公金詐取を可能にする環境を与えていたことは否めない。

決して詐取を企図した職員個人の問題として捉えるのではなく、組織としての問題であると認識し、職員による不正や違法行為の発生を未然に防止できる仕組みを構築するとともに、組織の規律保持の再徹底を図られたい。

3 町自治会交付金の返還について

令和6年7月に「複数の市営住宅の自治会が交付金額の算出根拠となる戸数を実際より多く申告し、過剰に交付金を受給している」との新聞報道を受け、市において令和6年度分の申請内容について調査を行った結果、一部に過大申請があることが確認されたため、該当自治会から修正申出がなされ、町自治会交付金の一部が返還されることとなった。

また、河芸町地内の自治会においても、町自治会交付金について、同様の過大申請があるとの住民監査請求があり、対象部局に対し、過年度分も含めて事実関係を調査するよう勧告を行った結果、該当自治会からその一部が返還されることとなった。

町自治会交付金における加入世帯数の確認については、より適正に行うよう、令和2年度監査結果報告において指摘したところであるが、本件監査期間中に、このような事態に至ったことは遺憾である。

市内には1,000にも及ぶ大小様々な自治会があり、地域のつながりの希薄化も進む中で、町自治会交付金の交付金額の算出根拠となる加入世帯数については、毎年4月1日現在の自治会ごとの正確な加入世帯数を把握することは困難なことから、各自治会から申請のあった加入世

帯数に基づき、町自治会交付金を交付してきたことはやむを得ないところである。しかしながら、自治会長の交代も頻繁にある中で、加入世帯数の定義や考え方を自治会側に十分に周知しきれていなかったこと、実際の加入世帯数を上回っている申請があった場合のチェック機能と過大請求への抑止機能を有しておらず、制度疲労を起こしていたことは否定できない。

地域住民が互いに助け合う基礎的な住民組織である自治会に対する交付金であっても、その原資は市民から預かっている貴重な公金によるものである。過大請求が起こらない仕組みを構築し、時代に即した新たな支援制度に見直されたい。

4 地域脱炭素社会の実現に向けて

令和5年度監査結果報告において、快適な施設環境の維持に関する意見の中で言及をしたが、令和6年度予算においても、施設の老朽化が進む出先機関の需用費（施設修繕料）の予算削減が目についた。そのような中でも、各部局に配分されるいわゆる枠予算の範囲で、所管する施設内の照明のLED化を計画的に進め、脱炭素に取り組む意識の高い部局も見られたが、枠予算の範囲で施設全体の照明をLED化するには限界があり、長期間を要することとなるため、結果として非効率な予算執行となり、経費削減効果も低減してしまう。

本市は、令和4年8月に地域脱炭素宣言をし、市民、事業者、団体等のあらゆる主体とともに脱炭素行動を実践・実行・実施していくこととしているが、宣言以降、監査を通じて、全部局が一体となって脱炭素に取り組んでいるという気運は感じられなかった。

本市は市町村合併により多数の公共施設を有しており、照明のLED化を進めることは、二酸化炭素排出量の削減効果と将来的な維持管理経費の削減効果も大きい。厳しい財政状況にあることは理解するが、有利な財源を活用しながら、スピード感を持って公共施設のLED化を推進することで、市が脱炭素に率先して取り組む姿勢を示すことにより、あらゆる主体が一体となって地域脱炭素社会を実現していくことを望む。

以上